

経営  
あの手この手keiei anote konote  
**無期転換ルールのポイント確認****すでに始まっています  
「無期転換ルール」**

「無期転換ルール」とは、改正労働契約法の施行により登場したもので、例えば、貴方の会社と非正規従業員(契約社員、アルバイトなど)との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、非正規従業員である有期契約労働者からの申し出・申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールのことです。平成30年4月1日からこの無期転換申込権を行使することができるようになりましたので、就業規則や社内制度の整備等が進んでいない企業につきましては早急な対応が必要と思われます。

**無期転換ルールの概要**

① 契約期間が1年毎の更新の場合、5回目の更新後の1年間に無期転換の申込権が発生します。

② 契約期間が3年毎の更新の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。

有期契約労働者が使用者(企業)に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します。この場合、使用者(企業)は無期転換を断ることができない制度になっています。

対象となる企業 規模の大小に係わらず、すべての企業が対象となります。

**有期契約から無期契約への転換申込権発生時期概要図****契約期間が1年毎の更新の場合**

5回目の更新後の1年間に無期転換の申込権が発生します。

無期転換の申込権発生

**契約期間が3年毎の更新の場合**

1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。

無期転換の申込権発生



雇止めは  
慎重に

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

通算対象外となる有期契約期間（クーリング）

同一の使用者(企業)との間で有期労働契約を締結していない期間(退職し、労働契約のない期間=「無契約期間」)が、一定以上続いた場合、それ以前の契約期間は通算対象から除外されます(このことを「クーリング」と呼びます)。具体的にどのような場合にクーリングされることになるかは、以下のとおりです。

無契約期間の前の通算契約期間が1年以上の場合

#### ■無契約期間が6ヶ月以上の場合

無契約期間が6ヶ月以上あるときは、その期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含まれません（クーリングされます）。

#### ■無契約期間が6ヶ月未満の場合

無契約期間が6ヶ月未満の場合、前後の有期労働契約の期間は通算されます（ケーリングされません）。

無契約期間の前の通算契約期間が1年未満の場合

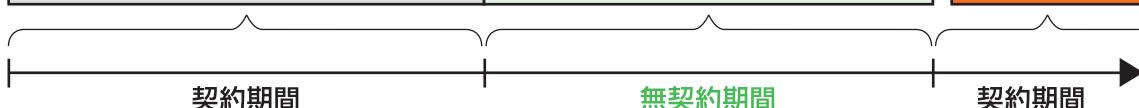
無契約期間の前の通算契約期間に応じて、無契約期間がそれぞれ下表の右欄に掲げる期間に該当するときは、無契約期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含まれません（クーリングされます）。

その場合、無契約期間の次の有期労働契約から、通算契約期間のカウントが再度スタートします。

無契約期間の前の通算契約期間	契約がない期間(無契約期間)
2ヶ月以下	1ヶ月以上
2ヶ月超～4ヶ月以下	2ヶ月以上
4ヶ月超～6ヶ月以下	3ヶ月以上
6ヶ月超～8ヶ月以下	4ヶ月以上
8ヶ月超～10ヶ月以下	5ヶ月以上
10ヶ月超～	6ヶ月以上



**通算契約期間  
新規スタート**



無期転換ルールが適用されない特例の対象

- ★年 収 要 件：契約期間中の年間収入が1,075万円以上の者
  - ★高度専門知識・技術を有する者：博士学位者、弁護士、医師、公認会計士、税理士、一级建築士等々
  - ★継続雇用高齢者：適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、定年に達した後、引き続いて雇用される高齢者

無期転換ルールは、有期契約労働者の雇止めの不安の解消や待遇の改善、そして、雇用の安定化を図ることを目的として施行されました。現在のコロナ禍で中小企業経営は一段と厳しさが増大しておりますが“企業は人なり”とも言われておりますので、今後の人材活用の在り方を考える良い機会と捉えてみては如何でしょうか。